

令和6年4月24日実施

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

## 【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、これを解任したときは、届け出る必要はない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
5. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

6. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の30日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。
7. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。
8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。
9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。
10. 旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
11. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。
12. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。
13. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。

### 【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [ ] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の（ ）を受けなければならない。

[ A. 承認 B. 許可 C. 免許 ]

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを（ ）しようとするときも同様とする。  
[ A. 変更 B. 値上げ C. 値下げ ]
16. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の（ ）をしてはならない。  
[ A. 割引 B. 払戻し C. 割戻し ]
17. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の（ ）に努めなければならない。  
[ A. 向上 B. 維持 C. 確保 ]
18. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年（ ）までに届け出なければならない。  
[ A. 三月三十一日 B. 五月三十一日 C. 七月三十一日 ]
19. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、（ ）かつ懇切な取扱いをしなければならない。  
[ A. 公平 B. 親切 C. 丁寧 ]
20. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（ ）、適切な処置をしなければならない。  
[ A. 事業者のために B. 旅客のために C. 乗務員のために ]
21. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の（ ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。  
[ A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間 ]
22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、運転者名等の事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を（ ）保存しなければならない。  
[ A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間 ]
23. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（ ）しておかななければならない。  
[ A. 確保 B. 選任 C. 募集 ]

24. 旅客自動車運送事業者は、死傷者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（ ）を受けさせなければならない。

[ A. 指導教育 B. 健康診断 C. 適性診断 ]

25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を（ ）しなければならない。

[ A. 常に清潔に保持 B. 可能な限り清潔に C. 運行のたびに清掃 ]

26. 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、（ ）運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

[ A. 新たに雇い入れた B. 新たに就任した C. 新たに選任した ]

27. 自動車の（ ）は、当該自動車が道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

[ A. 運転手 B. 所有者 C. 使用者 ]

28. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

[ A. 十日 B. 十五日 C. 三十日 ]

#### 【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを運送の終了の日から（ ）年間保存しなければならない。

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法3条）道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。（×）
- 2.（運送法22条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（×）
- 3.（運送法23条1項）一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。（○）
- 4.（運送法23条の5）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。（○）
- 5.（運送法25条）一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。（○）
- 6.（運送法施行規則10条の2）一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の30日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。（○）
- 7.（運輸規則3条）旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。（○）
- 8.（運輸規則10条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。（○）
- 9.（運輸規則16条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（○）

10. (運輸規則38条) 旅客自動車運送事業者は、六十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。( × )
11. (運輸規則38条) 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消化器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。( ○ )
12. (運輸規則47条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。( × )
13. (車両法施行規則第32条1項2号) 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。( ○ )
14. (運送法4条) 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の(B:許可)を受けなければならない。
15. (運送法9条の21項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを(A:変更)しようとするときも同様とする。
16. (運送法10条) 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の(C:割戻し)をしてはならない。
17. (運送法22条) 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の(A:向上)に努めなければならない。
18. (運送法施行規則66条) 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年(C:七月三十一日)までに届け出なければならない。
19. (運輸規則2条2項) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、(A:公平)かつ懇切な取扱いをしなければならない。
20. (運輸規則18条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している(B:旅客のために)、適切な処置をしなければならない。
21. (運輸規則21条1項) 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の(B:勤務時間)及び

乗務時間を定め、当該運転者にこれを遵守させなければならない。

22. (運輸規則25条2項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、運転者名等の事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を(C:三年間)保存しなければならない。
23. (運輸規則35条) 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時(B:選任)しておかななければならない。
24. (運輸規則38条2項1号) 旅客自動車運送事業者は、死傷者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた(C:適性診断)を受けさせなければならない。
25. (運輸規則44条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を(A:常に清潔に保持)しなければならない。
26. (運輸規則48条の4) 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、(C:新たに選任した)運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であつて国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。
27. (車両法47条の2) 自動車の(C:使用者)は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。
28. (車両法52条) 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から(B:十五日)以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。
29. (運送法8条) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、(5)年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
30. (運輸規則7条の2 2項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを運送の終了の日から(3)年間保存しなければならない。